

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第二十条1
の改正（千九百九十五年五月二十二日に締約国の第八回会合にお
いて採択されたもの）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第二十条１の改正（千九百九十五年五月二十二日に締約国の第八回会合において採択されたもの）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の一部を次のように改正する。

第二十条１を次のように改める。

１ 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年一回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定する。